

環境影響評価法第 53 条第 2 項の相当書類の指定の考え方について

1. はじめに

環境影響評価法（以下「法」という。）第 53 条第 1 項では、法第 2 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく政令であって、その政令の制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（以下「新規対象事業」という。）があるもの（以下「新規対象事業政令」という。）の施行の際、当該新規対象事業について、事業者が当該新規対象事業政令の施行日前に条例などの手続を進めていた段階から法の手続に移行できるよう、経過措置を設けています。

法第 53 条第 2 項に規定しているように、地方公共団体の条例等については、環境大臣が当該地方公共団体の意見を聴いて、法の手続によって作成される書類に相当する書類（以下「相当書類」という。）を指定することとなります。そして新規対象事業政令が施行の際に、事業者が相当書類を作成していた場合は、法の手続を中途から開始できることとなります。

指定は、次の 9 種類の相当書類について行われます。

- 一 環境影響評価の項目を記載した書類であって環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体の長（以下「関係地方公共団体の長」という。）に対する送付、縦覧その他の第三者の意見を聴くための手続を経たものであると認められるもの（1号相当書類）
- 二 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの（2号相当書類）
- 三 関係地方公共団体の長が第一号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類（3号相当書類）
- 四 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類であって第十六条の公告及び縦覧並びに第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの（4号相当書類）
- 五 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの（5号相当書類）
- 六 関係地方公共団体の長が第四号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類（6号相当書類）
- 七 前号の意見が述べられた後に第四号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類（7号相当書類）
- 八 関係する行政機関の意見が述べられる機会が設けられており、かつ、その意見を勘案して第四号又は前号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類（8号相当書類）
- 九 第二十七条の公告に相当する公開の手続を経たものであると認められる書類（9号相当書類）

書類の指定は、条例等の条文に即して行います。例えば、「 県条例 条の規定により作成された書類」というように指定します。したがって、個々の事業者が作成した書類を個別に審査するものではありません。指定を受けた条項に従って作成された書類は、すべて相当書類としてみなされることとなります。

2. 条例等を指定する際の基準について

地方公共団体の条例等のうち、法と同程度の手続及び内容が規定されているものであって、具体的には、原則、以下の要件に該当するものについて指定することとします。

条例等の規定上、書類が作成される制度となっているもの

例えば景観条例のように環境の一部の観点からしか評価を行っていないものではなく、環境一般の観点から評価を行っているもの

住民等への周知及び意見聴取に関する期間や方法が適切に規定されているもの

対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に近隣の地方公共団体が含まれる場合に、当該地方公共団体との調整規定もしくはそれに相当する規定があること

事業者が自主的に実施した環境影響評価手続であって法に規定する手続に相当すると認められないものを条例等へ移行させることが可能となる経過措置に関する規定がないこと

調査、予測及び評価の対象範囲（影響要因の範囲や地理的範囲等）が適切であること

なお、制度によっては、規定されている対象事業が「風力発電所の設置又は変更の工事の事業」ではなく、「送電線路の設置又は変更の事業」や「土地の造成事業」等と規定されており、間接的に対象事業と一体として「風力発電所の設置又は変更の工事の事業」も含まれる可能性があり、その部分についての環境影響評価を行うこととなる制度も指定することとします。

3. 各号相当書類の要件について

1号相当書類について

- 環境影響評価の項目を記載した書類であって環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体の長（以下この項において「関係地方公共団体の長」という。）に対する送付、縦覧その他の第三者の意見を聴くための手続を経たものであると認められるもの

【指定の要件】

1号相当書類の指定は、次の要件を満たすことが必要です。

地方公共団体の長に対する送付の手続が存在していること

当該書類を基に環境影響評価の項目について住民からの意見を聴取しているものであること

【指定の効果】

1号相当書類は、新規対象事業政令の施行の際に「法第7条の経手方法書」とみなされます。このため、1号相当書類を作成している事業者は、法第7条の方法書の縦覧を終えたものとみなされて、その時点から、法の経手を開始することとなります。

2号相当書類について

二 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であつて関係地方公共団体の長に対する送付の経手したものであると認められるもの

【指定の要件】

2号相当書類の指定は、次の要件を満たすことが必要です。

1号相当書類として指定されている書類があること
当該書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要（意見自体であっても可）であつて、地方公共団体の長に送付されるもの

条例・要綱によっては、「環境の保全の見地からの意見」が事業者ではなく、知事又は市町村長に提出されるものがあります。このような制度の場合は、知事又は市町村長と事業者の双方が意見の概要を入手している状態が成立していることをもって、法の経手と相当の状態が実現したものとするという考え方の下に、知事又は市町村長に提出された環境の保全の見地からの意見の概要（意見自体であっても可）であつて、事業者に送付されたものを2号相当書類とみなすこととします。

【指定の効果】

2号相当書類は、新規対象事業政令の施行の際に「法第9条の経手同条の書類」とみなされ、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の7の経手から開始することとなります。

風力発電所の設置又は変更の工事業については、法第60条の規定により法及び電気事業法の規定が適用されることとなっていますので、2号相当書類は、電気事業法第46条の7の規定により、都道府県知事が経済産業大臣へ意見を述べる段階から経手を開始することとなります。この場合、都道府県の条例経手を行ってきた事業者は経済産業大臣に対して、市町村の条例経手を行ってきた事業者は経済産業大臣及び都道府県知事に対して、方法書を送付していないことが想定されますので、法経手移行に当たり、経済産業大臣及び関係地方公共団体に漏れなく方法書が送付されるよう、事業者に対して御指導をお願いいたします。

3号相当書類について

三 関係地方公共団体の長が第一号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類

【指定の要件】

3号相当書類の指定は、次の要件を満たすことが必要です。

1号相当書類として指定されている書類があること

1号相当書類について関係地方公共団体の長が環境の保全の見地からの意見を述べる制度であること

「関係地方公共団体の長」は、都道府県知事に限らず市町村長も含まれます。

【指定の効果】

3号相当書類は、新規対象事業政令の施行の際に「第10条第1項の書面」とみなされ、法第11条に従って環境影響評価の項目等の選定にとりかかることとなります。

4号相当書類について

四 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類であって第十六条の公告及び縦覧並びに第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの

【指定の要件】

4号相当書類の指定は、次の要件を満たすことが必要です。

環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類であること

公告の手続が行われていること

縦覧の手続が行われていること

説明会の手続（開催できない場合の周知手続を含む）が行われていること

全ての要件を満たすことが必要です。

【指定の効果】

4号相当書類は、新規対象事業政令の施行の際に「法第16条及び第17条の手続を経た準備書」とみなされ、法第16条の準備書の縦覧や法第17条の説明会を終えたものとみなされて、その次の手続から、法の手続を開始することとなります。

5号相当書類について

五 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるもの

【指定の要件】

5号相当書類の指定は、次の要件を満たすことが必要です。

4号相当書類として指定されている書類があること
当該書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要（意見自体であっても可）であって、地方公共団体の長に送付されるもの

条例等によっては、「環境の保全の見地からの意見」が事業者ではなく、知事又は市町村長に提出されるものがありますが、この場合には、2号相当書類と同様に考え、知事又は市町村長に提出された環境保全の見地からの意見の概要（意見自体であっても可）であって、事業者に送付されたものを5号相当書類とみなすこととし四 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類であって第十六条の公告及び縦覧並びに第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの五 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって関係地方公共団体の長に対する送付の手続を経たものであると認められるものます。

【指定の効果】

5号相当書類は、新規対象事業政令の施行の際に「法第19条の手続を経た同条の書類」とみなされます。この書類は、電気事業法第46条の13の規定により、都道府県知事が経済産業大臣へ意見を述べる段階から手続を開始することとなります。

5号相当書類は、都道府県の条例手続を行ってきた事業者は経済産業大臣に対して、市町村の条例手続を行ってきた事業者は経済産業大臣及び都道府県知事に対して、準備書を送付していないことが想定されますので、法手続移行に当たり、経済産業大臣及び関係地方公共団体に漏れなく準備書が送付されるよう、事業者に対して御指導をお願いいたします。

6号相当書類について

六 関係地方公共団体の長が第四号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類

【指定の要件】

6号相当書類の指定は、次の要件を満たすことが必要です。

4号相当書類として指定されている書類があること
4号相当書類について関係地方公共団体の長が環境の保全の見地からの意見を述べる制度であること

「関係地方公共団体の長」は、都道府県知事に限らず市町村長も含みます。

【指定の効果】

6号相当書類は、新規対象事業政令の施行の際に「第20条第1項の書面」とみなされ、法第21条に従って評価書の作成にとりかかることとなります。

なお、知事や市町村長に一般意見の概要などの必要な書類を送付していたが、新規対象事業政令の施行の日までに、その意見が述べられなかった場合は、6号相当書類が存在しないこととなり、5号相当書類(あるいはそれ以前)のみなしによって法手続きに乗り換えることとなります。5号相当書類で乗り換える場合は、法の施行の日を起点として、改めて都道府県知事意見の提出期限が定まることとなるため、このような場合には、都道府県知事は条例等の制度で既に検討を行っていた期間を勘案して、事業者には過大な負担をかけないよう、迅速に事務を処理することが望まれます。

7号相当書類について

七 前号の意見が述べられた後に第四号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類

【指定の要件】

7号相当書類の指定は、次の要件を満たすことが必要です。

4号相当書類として指定されている書類があること

4号相当書類について関係地方公共団体の長が環境の保全の見地からの意見を述べる制度であること

上記の意見に基づき4号相当書類として指定されている書類の内容について検討が行われ、その結果を記載している書類があること

【指定の効果】

7号相当書類は、新規対象事業政令の施行の際に「法第21条第2項の評価書」とみなされ、電気事業法第46条の16に従って、評価書を経済産業大臣に届け出る段階から手続を開始することになります。

8号相当書類について

八 関係する行政機関の意見が述べられる機会が設けられており、かつ、その意見を勘案して第四号又は前号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類

【指定の要件】

8号相当書類の指定は、次の要件を満たすことが必要です。

関係行政機関が意見を述べられる制度であること

関係行政機関の意見に基づき4号又は7号相当書類として指定されている書類の内容について検討が行われ、その結果を記載している書類があること

「関係する行政機関」とは、法第4条第10項、第13条の「関係する行政機関」と同じ意味内容であり、国の機関を指します。したがって、現行の地方公共団体の制度にお

いて、8号相当書類の要件を満たすものではありません。

【指定の効果】

8号相当書類は、新規対象事業の施行の際に「法第26条第2項の評価書」とみなされます。

9号相当書類について

九 第二十七条の公告に相当する公開の経手を経たものであると認められる書類

【指定の要件】

9号相当書類の指定は、次の要件を満たすことが必要です。

環境影響評価制度の過程での各種意見聴取手続を経た最終の結果としての書類について公告が行われていること

法第27条は、評価書等の縦覧も規定されているが、公告が行われていれば指定の要件を満たします。

【指定の効果】

9号相当書類は、新規対象事業政令の施行の際に「法第27条の手続を経た評価書」とみなされ、法第6章「評価書の広告及び縦覧後の手続」の諸規定が適用されます。